埼医業Ⅱ第2001号
令和2年12月14日

郡市・大学医師会長　殿
（地域包括ケアシステム担当理事）

埼玉県医師会長　金井忠男
（担当常任理事　鹿嶋広久）

「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び
「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための
換気方法」について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、日本医師会から別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配下さいますようお願い申し上げます。

担当：埼玉県医師会　業務Ⅱ課（森田）
TEL：０４８－８２４－２６１１
FAX：０４８－８２２－８５１５
E-mail:morita@office.saitama.med.or.jp

埼玉八潮医師会 収受 2.12.15 第1095号

（介 160）
令和２年 12 月 11 日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公 印 省 略）

「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び
「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための
換気方法」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、高齢者は重症化リスクが高いことから、事業所等における感染対策の強化が重要となります。

今般、換気の悪い密閉空間を改善するため「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法」が、厚生労働省より公表されておりますのでご連絡申し上げます。

なお、「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎないため、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要がある旨、併せて記載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法」について

（令 2.12.4　事務連絡　厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

事　務　連　絡
令和２年12月４日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局高　齢　者　支　援　課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法」について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、高齢者は重症化リスクが高いことから、事業所等における感染対策の強化が重要となります。

今般、換気の悪い密閉空間を改善するため「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法」が、下記のとおり公表されておりますので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知をお願いします。

なお、「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要がありますのでご留意をお願いいたします。

記

１.「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」（令和２年11月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000695178.pdf
＜寒い環境でも換気の実施＞
- 機械換気による常時換気を
（強制的に換気を行うもので2003年７月以降は住宅にも設置。）
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた２段階の換気やHEPAフィルター付き

の空気清浄機の使用も考えられる
（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）

- 飲食店等で可能な場合は、CO2 センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1000ppm 以下（※）を維持
 ※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

2．冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和２年 11 月 27 日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
＜窓開け換気による室温変化を抑えるポイント＞

- 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節しましょう。
- 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意しましょう。

介護施設においては、入居者の特性から窓を開放することが難しい場合もあること、また、高齢者の健康状態等によっては、機械換気による方法が望ましい場合もあることから、介護現場の実情に応じて部屋の空気を入れ換えることが必要です。これら新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる経費については、別添の活用が考えられますので申し添えます。

なお、加湿器を使用する場合には、こまめに水を替えるなどレジオネラ対策（※）を講ずることも必要です。

※介護現場における感染対策の手引き（第１版）（「介護現場における感染対策の手引き（第１版）等について」（令和２年 10 月１日老高発第１号・老認発第３号・老老発第１号））51 ページ及び 149 ページを参考ください。
（https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf）

計上所管：厚労省

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

令和2年度2次補正予算額
4，132億円

別添

○ 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。
今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
○ そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
○ また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
（感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設 置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用）
○今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

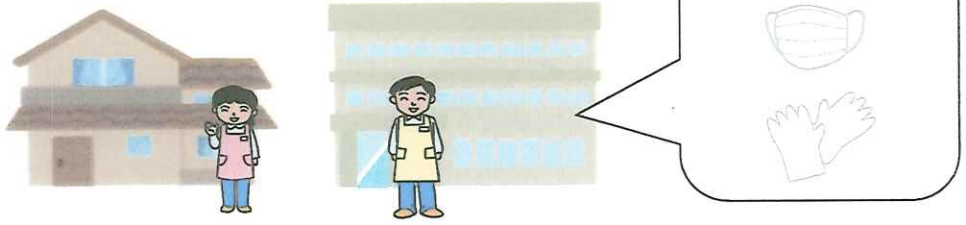
2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

○ 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金（20万円）を支給
○ 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金（5万円）を支給

3 サービス再開に向けた支援

○ ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援（アセスメント、ニーズ調査、調整等） 等

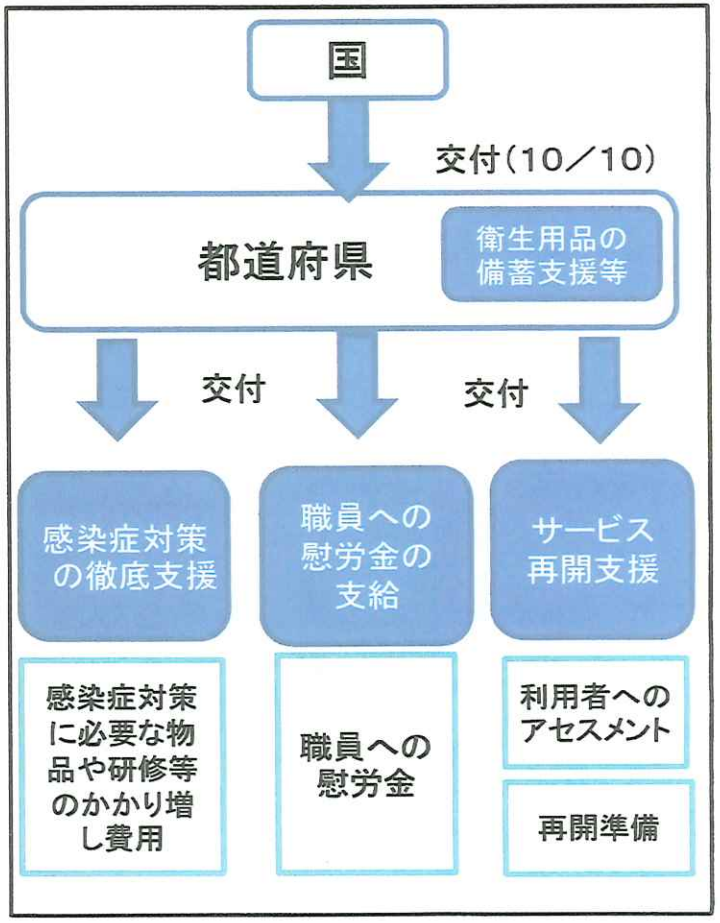
4. 都道府県の事務費



補助額等

実施主体：都道府県
補助率 ：国 10／10

事業の流れ



厚生労働省

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援Ⅰ

既定経費対応

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。

■補助内容

① 都道府県の消毒液等購入費

○ 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助



② 介護施設等の消毒・洗浄経費

○ 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助

③ 地方自治体の広報・啓発経費

○ 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、地方自治体の感染症予防の広報・啓発経費について補助

（例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ）



④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

Ⅰ 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

Ⅱ 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助







■補助対象施設　①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

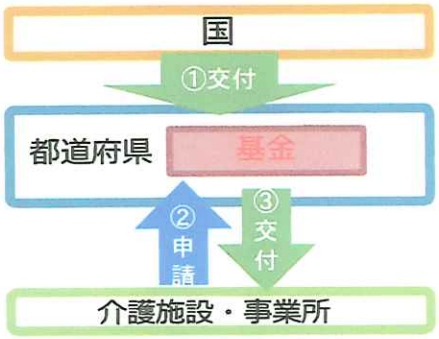
■補助率　国２／３、都道府県１／３

■補助上限額　①～③は設定なし（都道府県が認める額）
④は１施設あたり、Ⅰ：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）　Ⅱ：4,000円/㎡

■補助実施主体　都道府県

■活用財源　地域医療介護総合確保基金

■補助の流れ



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象